2026 年度事業計画書

一般財団法人 安藤百福芸術文化振興財団は、人生すべてを新しい“食”の創造に捧げた安藤百福の言葉である「発掘英智　成就大業」を理念に掲げ、国民特に青少年の芸術文化振興を支援し、芸術文化の普及と発展に寄与することを目的に、2026 年 7 月 22 日、創設しました。

「発掘英智 成就大業」が示すものは、可能性を見出し、挑戦を支え、やがて大きな成果へ結実させるという信念です。私たちは芸術に挑む青少年の“英智”を発掘し、学びの機会を支援します。一人ひとりの表現が社会に新たな価値をもたらし、芸術文化の未来を形づくる“大業”へとつながる環境を育みます。

2026 年度は、2027 年度からスタートする給付型奨学支援の基盤づくり、大学への募集案内等を実施するとともに、公益財団法人への移行申請を行います。

＜公益目的事業＞

■ M&A（Music & Arts）Scholarship 支援事業

海外、特に欧州の一部の国々では、文化芸術を社会全体で支える大切な資産として位置づけ、国による学費支援や返済不要の奨学金制度が比較的充実しているとされています。

一方で日本では、文化芸術への公的支援や企業による文化支援の仕組みについて、まだ拡充の余地があるともいえます。そのため、芸術分野で学ぶ学生が在学中の費用をまかなう際には、貸与型奨学金など、将来的な返済を前提とした支援に頼らざるを得ない現状です。

そこで当財団は、「発掘英智　成就大業」の理念に基づき、芸術分野、特に音楽分野における青少年の育成を通じて、豊かな音楽文化の創造とその未来への継承に寄与することを目的に、学業および演奏活動等へ専念してほしいとの思いから、音楽家を志す大学生（大学院生含む）に対し奨学金を給付します。

（１）M&A（Music & Arts）Scholarship 支援事業 概要

・対象大学等 ： 指定校における学内選考による応募
 - ・全国または国際規模の音楽コンクールにおいて、優秀な成績を収めた学生を輩出しているなど、実績のある大学を指定校として定め、学内選考のうえ、大学の奨学金窓口を通じて応募する
 - ・教育実績又は推薦体制を有する大学であること

・助成対象者 ： 音楽家を志す大学生、大学院生
 - ・クラシック音楽分野において、器楽（ピアノ、オルガン、弦楽器、管楽器、打楽器、和楽器、古楽器）または声楽を専攻する学生であること
 - ・日本国籍を有し、学業、人物ともに優秀かつ健康であること

・給付内容等 ： 次の２つの奨学金事業を行い、年間 30～35 名の学生に給付する

Ａ　<u>一般奨学金</u>

優れた音楽能力を有し将来音楽界の第一線で活躍が期待できる学生が学業および演奏活動等へ専念できるよう支援するもの

·支給金額：月額 5 万円（年間総額 60 万円）

·募集人数：30 名程度

·給付期間：1 年間（2027 年 4 月～2028 年 3 月）

B　特別奨学金

クラシック音楽や邦楽を基礎とし、他分野との融合による芸術表現を切り拓く若い才能を支援し、新たな音楽文化の創造と継承に寄与することを目的に、新しい音楽文化の創造を目指す学生を支援するもの

·支給金額：月額 12.5 万円（年間総額 150 万円）

·募集人数：5 名程度

·給付期間：1 年間（2027 年 4 月～2028 年 3 月）

（２）M&A（Music & Arts）Scholarship 支援事業 スケジュール

年月日	スケジュール
2026 年　7 月 22 日	一般財団法人安藤百福芸術文化振興財団を創設
2026 年　7 月 29 日	理事会において、財団理念、M&A Scholarship 支援事業を承認。公益財団法人への移行を目指す旨決議
2026 年　8 月下旬	内閣府へ公益認定申請を実施
2026 年 10 月～	募集案内を学校へ送付、あわせて学校奨学金窓口へ本奨学事業の趣旨説明を行い、音楽家を志す大学生（大学院生含む）への募集を依頼 また、募集案内を当財団 Web サイトにて開示
2027 年　3 月～4 月	学内受付
2027 年　5 月 10 日	応募締切
2027 年　6 月 下旬	選考委員会において選考、理事会にて承認 当財団 Web サイトにて支援者について公表
2027 年　7 月 30 日	奨学金給付スタート（奨学生の指定銀行口座に給付） ・7 月 30 日は、4 月～8 月分となる奨学金を給付 ・8 月以降、月末に 1 か月分の奨学金を給付

（３）選考手続等

奨学生を選考するために、当財団の M&A（Music & Arts）Scholarship 選考委員会会則に基づいて、専門家･有識者による選考委員会を設置し、奨学生の候補者と特別の利害関係がある場合には選考に加わらないなど制限を設けて、恣意性が排除される選考体制を構築します。

以上